

# 旅館業法の見直しに係る検討会について

## 1. 趣旨・目的

- 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号。平成30年6月施行)の附則においては、改正後の旅館業法の施行状況について、**施行後3年を目処として検討**することとされている。
- 加えて、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景**に、旅館業の事業承継手続の整備や、**旅館・ホテルの現場に即した柔軟な感染症対策が行えるよう必要な措置**を検討すべきとの声もあることを踏まえ、「旅館業法の見直しに係る検討会」を開催する。

## 2. 構成員

内田 勝彦	大分県東部保健所長
遠藤 弘良	聖路加国際大学名誉教授
越智 良典	東洋大学国際観光学部国際観光学科教授 ／(一社)日本旅行業協会参与
坂元 茂樹	(公財)人権教育啓発推進センター理事長
櫻田 あすか	サービス・ツーリズム産業労働組合連合会副会長
多田 計介	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長
◎ 玉井 和博	立教大学観光研究所特任研究員
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
三浦 雅生	五木田・三浦法律事務所銀座オフィス所長弁護士

◎は座長

## 3. 主な検討事項

- 平成29年旅館業法改正の施行状況等に関する評価とそれを踏まえた必要な対応(違法民泊対策等)
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題(宿泊拒否制限の見直し、宿泊者名簿記載事項の見直し)
- 事業承継手続の整備

## 4. 開催状況・今後の進め方(予定)

- ・第1回 令和3年8月27日  
(改正旅館業法の施行状況、旅館業法に係る主な検討課題など)
- ・第2回 令和3年9月2日  
(前回検討会の意見整理、関係者ヒアリング①)
- ・第3回 令和3年9月27日 (関係者ヒアリング②)
- ・第4回 令和3年10月28日 (関係者ヒアリング③)
- ・第5回 令和3年11月8日 (ヒアリングを踏まえた意見整理等)
- ・第6回 令和3年12月1日 (ヒアリングを踏まえた意見整理等)
- ・第7回 日程調整中

## 生活衛生関係営業に関し検討中の法改正事項

### ○ 生活衛生関係営業等における事業譲渡による事業承継に関する手続の整備 【食品衛生法、理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

飲食店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業、クリーニング業、食鳥処理の事業等の事業譲渡について、相続、合併又は分割があったときと同様、新たな許可取得等を行うことなく、事業を譲り受けた者が営業者の地位を承継することとする。

### ○ 旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直し等（P）【旅館業法】

旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直しを行うとともに、旅館・ホテル等に備える宿泊者名簿の記載事項について「職業」を削除し「連絡先」を追加する（P）。